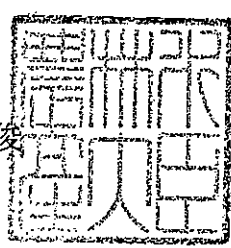




19消安第14362号  
平成20年3月11日

食品安全委員会  
委員長 見上 彪 殿

農林水産大臣 若林 正俊



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

1 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定に基づき、以下に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

- (1) 豚オーエスキー病（g I - , t k -）生ワクチン（ポーシリス Begonia IDAL・10、ポーシリス Begonia IDAL・50）
- (2) オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤（ガストロガード）
- (3) トルトラズリルを有効成分とする牛及び豚の強制経口投与剤（牛用バイコックス、豚用バイコックス）

2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての再審査をすること。

- (1) マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（6/85株）生ワクチン（ノビリス MG 6/85）
- (2) マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（G210株）生ワクチン（“京都微研”、ポールセーバーMG）
- (3) マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン（MG 生ワクチン（NBI））
- (4) トリレオウイルス感染症生ワクチン（ノビリス Reo 1133）

